別記様式１

令和8年11月12日

見積の提出を求める公示

分任支出負担行為担当官
那覇空港事務所長　　仲間 政勝

次のとおり、オープンカウンター方式による見積もり合わせに付しますので、
見積書の提出を募集します。

１．契約件名　　IJCADメンテナンス・サブスクリプション１式購入

２．納入期限　　令 和９年２月26日 まで

３．納入場所　　那覇空港事務所　第二庁舎

４．調達内容　　仕様書のとおり

５．見積合わせに参加するために必要な資格

（１）　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）　予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）　見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年６月２８日付け空経第３８６号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
なお、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者については、見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間を大阪航空局長が指名停止期間として措置を講じる原因となった不正又は不誠実等の事案に関与した者でないこと（関与した入札案件の入札事業者が指名停止期間中でないこと。）。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６．資格適合・無効

電子調達システムで見積書を提出する場合は、誓約書（別記様式３）の提出をもって５．（１）～（４）の資格に適合していることを誓約したものとみなす。見積合わせ実施日において、５．見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者が提出した見積書は無効とする。なお、見積書の提出期限までに５．見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者であっても見積書を提出することは出来るが、見積合わせ実施日までに適合していることを確認できない場合は、提出した見積書は無効とする。

７．見積書の提出期限等

・ 紙媒体による場合

持参の場合　　令 和８年 11 月 12 日（ 木 ）９ 時 00 分 から 令 和８年 11 月 27 日（ 金 ）11 時 00 分 まで

郵送の場合　　令 和８年 11 月 12 日（ 木 ）９ 時 00 分 から 令 和８年 11 月 26 日（ 木 ）17 時 00 分 まで

提出場所　　大阪航空局　那覇空港事務所　総務部　会計課

持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積を認める。但し提出期限日に必着であること。提出期限日に提出されない見積書は再配達を要した等のいかなる理由であっても無効とする。

・ 電子メールによる場合

令 和８年 11 月 12 日（ 木 ）９ 時 00 分 から 令 和８年 11 月 26 日（ 木 ）17 時 00 分

提出先アドレス　　cab-naha-kaikei@ki.mlit.go.jp

電子メールでの提出は、見積書を代表者印等の押印を省略し責任者及び担当者の連絡先を記載して提出する場合においてのみ可とする。

・ 電子調達システムによる場合

令和8年11月12日（木）9 時 00 分 から 令和8年11月26日（木）17 時 00 分 まで

提出場所 https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

8. 見積合わせ実施場所・日

大阪航空局 那覇空港事務所 会計課 令和8年11月27日（金）11 時 00 分 より

9. 見積内訳書の要否 否

10. 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

11. 請書作成の要否 要

12. その他

・ 本件参加にあたっては、「航空局オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。

・ 電子調達システムで見積書を提出する場合は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本件に係る全ての諸経費等を見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

13. 仕様書、見積書（別記様式2）、誓約書（別記様式3）の入手先

(1) 電子調達システムにより交付する。

(2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、下記14. に問い合わせること。受付期間は土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第1条1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9 時 00 分から 17 時00 分までとする。

14. 契約条件及び納入品に関する問い合わせ先

沖縄県那覇市安次嶺531－3 大阪航空局那覇空港事務所 会計課

TEL：098－859－5106

※電子調達システムにおける注意事項

1. 電子調達システムにより提出する場合は、下記のアプリケーションソフトを使用すること。

（1） 使用アプリケーション

①「一太郎」 一太郎2009形式以下のもの

②「Microsoft Word」 Word2007形式以下のもの

③「Microsoft Excel」 Excel2007形式以下のもの

④ その他のアプリケーション

・ PDFファイル

・ 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）

・ 上記に加え特別に認めたファイル形式

（2） ファイルの圧縮方式

LZH又はZIP形式を指定する。但し、自己解凍方式は指定しない。

（3） データ容量の制限

電子調達システムにて提出する際のデータの容量は3MBを限度とし、容量を超える場合には、提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

2. 電子調達システム障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

・ システム操作、接続確認等の問い合わせ先

電子調達システムヘルプデスク TEL：0570－014－889

電子調達システムホームページ https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101

・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。

但し、申請書及び資料の提出期限、入札等の締め切り時間が切迫している場合等、緊急を要する場合は、14. に示した機関へ連絡すること。